

解雇の金銭解決制度導入に断固として反対する総会決議

厚労省は、2018年6月12日、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」（以下、「論点検討会」という）を設置し、解雇の金銭解決制度を導入するための準備を進めている。

日本労働弁護団は、論点検討会が、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的な論点について議論し、整理を行う」ために設置されたものであるにもかかわらず、公開されている資料を見る限り、制度導入を前提にした法的問題点の整理となっていることや、同検討会の目的である論点整理を超えて、各論点について複数の選択肢を示し、またそれについての評価を示すなど、制度設計の枠組み作りにも踏み込んでいることから、同検討会設置後、同検討会における制度導入を前提とした議論の進行を直ちに中止するよう求める声明を発してきた。なお、2019年12月16日を最後に論点検討会は開催されていなかったが、2020年11月16日に再開されることになっており、今後も、同検討会において、解雇の金銭解決制度導入を前提とした議論が進展する可能性は極めて高い。

日本労働弁護団は、これまでも、解雇の金銭解決制度についての議論がなされる度に、同制度を導入する必要性は全くないことを繰り返し主張してきた。そして、仮に同制度が導入されれば、不当解雇が誘発されたり、使用者のリストラの武器として使われたりする可能性が高いこと、経営側の本音は使用者申立権を認めることにあり、ひとたび同制度が導入されれば、いずれ使用者側にも申立権が拡大される可能性が高いことなど、同制度の導入は日本における解雇規制を緩和する方向に舵を切る起点となる可能性があることを繰り返し指摘してきたところである。

現在、論点検討会においては、労働者の選択肢を増やすとの観点から、労働者申立権としての「解雇無効時の金銭救済請求権」を実体法上に創設することが検討されている。しかしながら、同制度が導入された場合には今述べたような懸念が生じることから、同制度は、労働者の選択肢の増加とはなりえず、むしろ、解雇規制を緩和する方向に傾く、日本の雇用法制において極めて重大な悪影響を及ぼしかねないものである。また、現在検討されている「解雇無効時の金銭救済請求権」は、あくまでも、労働契約の終了事由として創設されることが検討されているところ、将来における使用者側申立権の創設を完全に否定するものではないから、制度が導入されれば、今後のさらなる解雇規制緩和に向けての議論が進展していくことは必至である。

いま、日本国内における雇用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、悪化の一途をたどっている。今後も大量の失業が発生し継続することが見込まれる現在の雇用状況下において、解雇規制を緩和する方向の議論を進めることは全く求められておらず、論点検討会における議論自体、速やかに中止すべきである。

日本労働弁護団は、すべての労働者、労働組合と連帯して、解雇の金銭解決制度の導入を断固として阻止することを誓い、ここに宣言する。